

**お茶の水クリスチヤン・センター
チャペル・貸会議室 利用団体登録審査について**

お茶の水クリスチヤン・センター(以下、OCC)は、以下の目的をもってチャペルおよび会議室の貸出を行っています。利用には団体登録が必要となります。団体登録においては、以下の目的を理解していただくことを前提として、基準をもとに審査を行い、登録可否の判断を行います(所要期間:1-2週間)。

【目的】

チャペル	キリスト教団体の宣教活動に協力するため。(宗教活動)
貸会議室	キリスト教団体および近隣の一般団体を主な対象として、御茶ノ水における集会・会議などに活用していただき、キリスト教界および近隣への拠点として貢献するため。(収益事業)

【審査不承認基準】

I. 共通

- ① 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合。
- ② OCC の信用を傷つけるおそれがあると認められる場合。
- ③ 使用者または使用者の関係者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、および暴力団関連企業(いわゆる反社会的勢力)に該当する可能性があると認められる場合。

II. キリスト教団体

- ① 以下に該当する可能性が認められる場合。
 - (ア) 異端・カルト認定を受けている教会およびキリスト教団体ならびにそのおそれがあると認められる教会およびキリスト教団体
 - (イ) (ア)の教会およびキリスト教団体との関連が疑われる教会およびキリスト教団体

【承認取消基準】

- ① 承認後に「審査不承認基準」に抵触する項が判明した場合。
- ② 以下の行為を行った場合。
 - (ア) 迷惑・暴力行為
 - (イ) 法的責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 脅迫的言動
 - (エ) 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて信用を毀損する行為
 - (オ) チャペル・貸会議室ルールに違反する行為
 - (カ) 目的に合致しない利用と認められる行為
 - (キ) その他、OCC が不適切と認める行為
- ③ 登録申請の内容に虚偽が認められた場合。

以上